

福島県運賃協議会要綱

(目的)

第1条 福島県運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等について協議を行うために設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、必要な業務、協議及び調整を行う。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び構成員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は福島県生活環境部生活交通課長とする。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(協議会の構成員)

第5条 協議会の構成員は、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、協議の対象となる路線等に係る構成員の過半数が出席し、又は書面等による協議に参加できなければ、開くことができない。

3 構成員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該員の出席とみなす。

- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 会議を開催するに当たっては、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるため、公聴会等を開催した上で、広く意見を求めることとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、福島県生活環境部生活交通課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月18日から施行する。

福島県運賃協議会 構成員名簿

No.	道路運送法第9条第4項	団体名	役職
1	地方公共団体（県）	福島県（生活環境部）	生活交通課長
2	地方公共団体 （県北）	福島市	交通政策課長
3		二本松市	秘書政策課長
4		伊達市	生活環境課長兼消費生活センター長
5		本宮市	生活環境課長
6		桑折町	生活環境課長
7		国見町	住民防災課長
8		川俣町	政策推進課長
9		大玉村	政策推進課長
10		地方公共団体 （県中・県南）	郡山市
11	須賀川市		企画政策課長
12	田村市		企画調整課長
13	鏡石町		総務課長
14	天栄村		企画政策課長
15	石川町		企画商工課長
16	玉川村		企画政策課長
17	平田村		企画商工課長
18	浅川町		総務課長
19	古殿町		総務課長
20	三春町		住民課長
21	小野町		企画政策課長
22	白河市		参事兼生活防災課長
23	西郷村		参事兼企画政策課長
24	泉崎村		総務課長
25	中島村		住民生活課長
26	矢吹町		まちづくり推進課長
27	棚倉町		産業振興課長
28	矢祭町		町民福祉課長
29	塙町		まち振興課長
30	鮫川村	村づくり推進室長	
31	地方公共団体 （会津・南会津）	会津若松市	地域づくり課長
32		喜多方市	地域振興課長
33		北塩原村	総務企画課長
34		西会津町	町民税務課長
35		磐梯町	行政経営課長
36		猪苗代町	参事兼企画財務課長
37		会津坂下町	政策財務課長
38		湯川村	総務課長
39		柳津町	総務課長
40		三島町	総務課長
41		金山町	総務課長
42		昭和村	総務課長
43		会津美里町	政策財政課長
44		下郷町	総合政策課長
45		檜枝岐村	総務課長
46		只見町	交流推進課長
47		南会津町	総合政策課長

福島県運賃協議会 構成員名簿

No.	道路運送法第9条第4項	団体名	役職
48	地方公共団体 (相双・いわき)	相馬市	企画政策課長
49		南相馬市	企画課長
50		広野町	復興企画課長
51		檜葉町	政策企画課長
52		富岡町	産業振興課長
53		川内村	総務課長
54		大熊町	生活支援課長
55		双葉町	復興推進課長
56		浪江町	企画財政課長
57		葛尾村	住民生活課長
58		新地町	企画振興課長
59		飯舘村	村づくり推進課長
60		いわき市	公共交通課長
61	一般乗合旅客自動車運送事業者 ※	福島交通株式会社	代表取締役社長
62		会津乗合自動車株式会社	代表取締役社長
63		新常磐交通株式会社	代表取締役
64		ジェイアールバス東北株式会社	代表取締役社長
65		ジェイアールバス関東株式会社	代表取締役社長
66		東北アクセス株式会社	代表取締役
67	国	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官
68	地域公共交通の利用者	福島県PTA連合会	会長
69		福島県高等学校PTA連合会	副会長
70		福島県商工会女性部連合会	副会長
71		日本労働組合総連合会福島県連合会	事務局長
72		公益財団法人福島県観光物産交流協会	理事長
73		社会福祉法人福島県社会福祉協議会	事務局長

※ 独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加（複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者ごとに行う）となるように会議を招集。

※ 記載している事業者以外の一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合タクシー等）に係る運賃協議会についても必要に応じて実施。